

令和6年度 東京都相談支援従事者初任者研修 実施案内

指定相談支援事業所等での相談支援業務又は指定重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者業務に従事する方（予定含む。）を対象として標記研修を実施します。

相談支援専門員として従事するためには、この研修を修了することのほか、一定の実務経験が必要となります。

本実施案内の「13 実務経験」及び「14 各種問合わせ先(2)事業者指定に関すること(実務経験の要件含む)」にて、相談支援専門員として従事するために必要な実務経験を確認した上で、研修修了時に実務経験要件も満たされるタイミングでの受講をお勧めいたします。

なお、令和6年度の東京都相談支援従事者初任者研修の募集は今回のみです。第2回の募集はありませんので、ご注意ください。

記

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ること。

2 実施方法

講義：オンデマンド配信

推薦する事業者又は受講者が用意したパソコン等で、指定されたサイトにアクセスし、講義動画を視聴する。サイトURLは研修事務局から受講決定者へ事前に送付する。

演習：①または②のいずれかの形式

①集合型

指定された日程・会場に受講者が集まり、実施する。

②Web 会議システム（Microsoft Teams）を使用したオンライン形式

指定された日程・会議URLで、実施する。

実習：受講者が各自で実施

研修4日目と5日目の間、研修5日目と6日目の間で個別に行う。

※詳細は、受講決定者に対して受講決定通知でお知らせします。

3 研修日程等

(1) 日程

令和6年9月9日（月曜日）から令和7年2月5日（水曜日）までの間の**全7日間**

【講義】全2日間

日 程		内 容
1 日 目	講義動画配信期間： 9月9日（月）～ 9月19日（木） オンデマンド配信、 上記期間内に、合計 12時間程度の動 画を視聴していただ きます。	・相談支援（障害児者支援）の目的 ・相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点） ・障害者総合支援法の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他 関連する法律等に関する理解
2 日 目		・相談支援に必要な技術 ・相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス ・障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援（サービス提 供）の基本 ・相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点

【演習】全5日間

集 合 型 日 程			会 場	内 容
A	3・4日目	10/8(火)・9(水)	国立オリンピック記念青少年総合センター (渋谷区代々木神園町3-1)	・ケアマネジ メントプロセ スに関する演 習 ・事例を用い たグループワ ーク ・相談支援の 基礎技術に関 する実習 ・実践研究 ・発表、講評
	5日目	11/18(月)		
	6・7日目	R7 1/21(火)・22(水)		
B	3・4日目	10/10(木)・11(金)	国立オリンピック記念青少年総合センター	
	5日目	11/19(火)		
	6・7日目	R7 1/23(木)・24(金)		
C	3・4日目	10/21(月)・22(火)	国立オリンピック記念青少年総合センター	
	5日目	11/20(水)		
	6・7日目	R7 1/27(月)・28(火)		東京都社会福祉保健医療研修センター
D	3・4日目	10/23(水)・24(木)	国立オリンピック記念青少年総合センター	
	5日目	11/21(木)		
	6・7日目	R7 1/29(水)・30(木)		東京都社会福祉保健医療研修センター
E	3・4日目	10/28(月)・29(火)	ルミエール府中市市民会館 (府中市府中町2-24)	
	5日目	11/26(火)		
	6・7日目	R7 1/7(火)・8(水)		東京たま未来メッセ (八王子市明神町3-19-2)
F	3・4日目	10/30(水)・31(木)	ルミエール府中市市民会館	
	5日目	11/27(水)		
	6・7日目	R7 1/9(木)・10(金)		東京たま未来メッセ
オン ラ イ ン 形 式				
G	3・4日目	11/6(水)・7(木)		
	5日目	12/5(木)		
	6・7日目	R7 2/4(火)・2/5(水)		

【実習】受講者が実習期間に各自で実施

	実習期間	内 容
実習 1	研修4日目と5日目の間	○実習協力者（※1）についてのアセスメントを行う。
実習 2	研修5日目と6日目の間	○実習協力者（※1）の計画を作成し、拠点機関からスーパービジョンを受ける。 ○地域資源（※2）を調べる。 ○地域（※2）とつながる。

（※1）受講者自身で障害サービスを利用している実習協力者を探し、同意をいただくことが必要になります。

（※2）実習2の「地域」は、申込書に記載する従事予定事業所の所在区市町村となります。

（2）演習日程については、お申込みの際にA～F日程で参加可能な日程を複数チェックしてください。受講決定時に決定した日程をお知らせします。

（3）オンライン形式でのG日程は、Microsoft Teams による Web 会議になります。以下に該当する方が申し込みできます。

①障害等により研修会場への来場が難しい方

②島しょ等の遠方に居住し、研修会場への来場が難しい方

③Microsoft Teams による Web 会議の接続が可能で機能が使いこなせる方

ア 会議に接続できない等の不具合が生じた場合は、遅刻及び欠席相当として取り扱います（研修主催者の責による事由を除く。）。

イ Microsoft Teams のインストールや環境等を含む基本的な設定のサポート等は研修事務局では行いません。各事業所、受講者の責により、御準備及び設定をしてください。

（4）演習の時間については、おおむね午前9時45分から午後5時15分までの予定です。受付は、開始時刻の30分前から行う予定です。詳細は、受講決定者に対して受講決定通知でお知らせします。

（5）重度の障害等により、短期間での連続的な研修受講が困難な場合には、合理的配慮として24か月を上限とした長期履修が認められる場合があります。希望される方は申込み前に研修事務局まで御相談ください。

4 受講対象者

研修修了に必要な全日程を受講できる方で、以下のすべてを満たす方

（1）東京都内に所在する事業所に所属している、又は所属する予定である。

（2）指定相談支援事業所等において相談支援専門員業務に従事する方、又は指定重度障害者等包括支援事業所においてサービス提供責任者業務に従事する方（予定含む。）

（新規開設事業所に従事予定の場合は、研修事務局が新規開所の相談状況について区市町村等事業所指定所管に問い合わせをします。）

（3）事業所からの推薦がある。

（4）従事業業所所在地(申込み時に入力する)自治体において、実習に取り組むことができる。

※他道府県に所在する事業所で従事する方（予定含む。）については、受講対象外です。

5 募集定員

600名

6 受講申込み

（1）申込方法

東京共同電子申請・届出サービスの申込みフォームのリンクに基づき、入力をお願いします。申込み前に必ず東京都心身障害者福祉センターのホームページに掲載の「電子申請の手順」を読み、手順を確認してください。東京共同電子申請・届出サービスの使用方法等についての問い合わせは、ヘルプデスク（0120-03-0664）にお問い合わせください。

(2) 申込期限

令和6年7月17日（水曜日）午後5時^{必着}

※締切後の申込みは一切受け付けられません。必ず、令和6年7月17日（水曜日）午後4時59分までに必要な項目を全て入力し、申込みボタンを押してください。

※申込みが完了すると、申込完了の画面が表示されると同時に到達通知メールが届きますので、必ず確認してください。到達メールが来ない場合は、申込みが完了していませんので、再度申込をしていただく等の対応をお願いいたします。

(3) 申込みの注意事項

お申込みの際には、以下の点に御注意ください。

- ①申請者IDを取る際に登録したメールアドレスに研修の連絡をします。また、実習等のやりとりの際の連絡先として、区市町村にも提供いたします。必ず、研修受講者本人が確認できるアドレス、もしくは確実に受講者に転送対応等できるアドレスを登録してください。登録後はアドレスの変更はできませんので、御了承ください。
- ②申込みフォームに入力された内容は、受講決定を行う際の重要な情報となりますので、必要事項を漏れのないように、かつ、可能な限り詳細に入力してください。選考に必要な項目に入力（記載）漏れがある場合は、選考の対象とならないことがありますので御注意ください。
- ③申込みフォームに入力された内容を基に受講者の選考を行います。内容に不備等がある場合でも、研修事務局から事業所への内容確認等の連絡は原則行いません。
- ④申込締切後の内容の変更は一切お受けできませんので、内容を精査した上で、お申込みください。特に、受講希望者、演習日程及び実習先区市町村の変更についてお問合せを多くいただきますが、変更はできません。予め御了承ください。
- ⑤入力（記載）された内容等に虚偽の申告が認められた場合には、受講申込みは無効となります。また、以後の受講申込みは受付できなくなりますので、御注意ください。
- ⑥インターネット環境等により、どうしても電子申請による申込みができない場合は、研修事務局にお問い合わせください。

7 受講者の決定

(1) 受講決定について

下記の①から④までの条件、申込フォームに入力された従事予定の同一事業所内での優先順位、指定事業所としての業務開始予定年月等や事業者指定の進捗状況等を参考に、受講可否を決定します。

- ①既に東京都内において相談支援事業又は重度障害者等包括支援事業の事業者指定を受けており、利用者の増加や業務拡大に伴い相談支援専門員の増員を必要としている。
- ②既に東京都内において事業者指定を受けている相談支援事業所又は重度障害者等包括支援事業所で、退職・人事異動等により相談支援専門員又はサービス提供責任者が交代となる。
- ③東京都内において指定相談支援事業又は指定重度障害者等包括支援事業の開始を予定しており、開始時に配置予定である。
- ④東京都内の指定相談支援事業所等で相談支援業務に従事していたが、初任者研修を修了後、相談支援従事者現任研修を更新期限内に受講せず、資格が失効した又は失効する見込みである。

(2) 審査結果登録通知メールの送付

審査結果について、東京共同電子申請・届出サービスからメールにより受講申込者宛て通知します（そのメールには受講可否については記載されていません）。受信したメールの内容を確認の上、東京共同電子申請・届出サービスの申請状況照会より、受講決定通知書等をダウンロードしてください。

なお、受講決定通知者には複数ファイルがありますので必ずダウンロードして、保存するようお願いいたします。

※送付予定日をしばらく過ぎても審査結果登録通知メールが届かない場合は、申請した際に画面に表示された到達番号と問合せ番号をお手元に御準備の上、研修事務局まで御連絡ください。

メール送付予定日：令和6年8月26日（月曜日）

(3) 受講決定者情報の提供について

この研修は、区市町村を通しての実習が必須です。地域における実習を円滑に行うため、受講決定者の従事予定事業所が所在する区市町村及び基幹相談支援センター等の拠点機関に、受講決定者の情報（受講決定者氏名・所属法人名・事業所名及び事業所電話番号並びに登録メールアドレス）を提供しますので、予め御了承ください。この件について、御不明点がありましたら、研修事務局にお問い合わせください。

8 研修修了者

(1) 修了の条件等

①本研修は**全日程・全科目**を受講しなければ修了となりません。講義については、研修主催者の責による事由以外で指定された期間内に講義動画の視聴が完了しなかった場合、演習については、遅刻又は早退等があった場合、実習については、実習課題の実施・提出をしなかった場合は、修了証書を交付しません。

②受講態度が著しく不良な場合（注）等についても、修了証書を交付しないことがあります。

（注）・他の受講者、研修運営に迷惑となる行為

- ・研修に参加するものとして好ましくない行為（携帯電話等の使用、研修に関係ない行為、居眠り、業務都合による離席、グループワーク等における消極的な態度等）
- ・研修に関するルールを守れない場合

(2) 修了証書の交付

講義2日間及び演習5日間（演習の間に2回の実習含む）の計7日間のカリキュラムを修了した方には、東京都知事名の修了証書を交付します。

(3) 修了証書の発送

修了証書の発送は、研修全日程終了後の**令和7年3月中旬**を予定しています。各日程終了後では**ありませんので、御了承ください。**

(4) 研修修了者情報の提供について

東京都内における相談支援の基盤整備の充実に資するため、修了者の従事予定事業所（予定含む）が所在する区市町村に、修了者の情報（修了者氏名、所属法人名、事業所名）を提供します。

9 参加費

参加費は**無料**です。ただし、講義動画の視聴環境の確保及び通信にかかる費用については、各所属の負担とします。

オンライン形式で演習に参加する場合は、Microsoft Teamsに参加できる電子機器（インターネットに接続できる1人1台のパソコン、ウェブカメラ、マイク）の確保、また、集合型日程で演習に参加する場合は、研修会場までの旅費等の負担についても、推薦する事業者又は受講者が行ってください。資料は、御自身でダウンロード・印刷していただきます。

10 個人情報の取扱い

受講者推薦及び申込書に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正な管理を行い、当該研修事業の実施業務及び同修了者名簿の管理業務以外で利用することはありません。

11 研修受講に際しての注意事項

- (1) 演習当日、感染症に罹患している場合や普段と比べて明らかに体調がよくない場合については、演習を受講できません。受講中に体調が悪化した場合には早退していただきますので、予め御了承ください。（研修修了とはなりません。）

- (2) 受講中はマスクの着用にご協力ください。
- (3) ゴミは各自で持ち帰っていただきます。ゴミ袋を御持参ください。

1.2 研修の変更及び中止について

天災等不可抗力により開催が困難と判断した場合は、研修を変更・中止することがあります。変更や中止になる場合は、東京共同電子申請・届出サービスの東京都相談支援従事者研修に関するお知らせ（随時更新）のページをご確認ください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1682042686461&opMode>

1.3 実務経験

相談支援専門員として実際に従事するためには、本研修修了と併せて、実務経験の要件を満たす必要があります。東京都福祉局ホームページ内「東京都障害者サービス情報」を御確認ください。

「東京都障害者サービス情報」（トップページ ⇒ 書式ライブラリー ⇒ A 【一般相談支援】 指定申請書・変更届等 ⇒ 4 相談支援専門員の实務経験）

1.4 各種問合せ先

(1) 東京都相談支援従事者初任者研修に関すること

担当部署	電話番号
研修事務局 東京都心身障害者福祉センター 地域支援課 地域支援担当	03-3235-2953 2954

※研修に関する問合せについての受付時間は、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。） 午前9時から午後5時までです。

(2) 事業者指定に関すること（実務経験の要件含む）

事業内容	担当部署	電話番号
指定一般相談支援事業 指定重度障害者等包括支援事業	公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室	03-6302-0257
指定特定相談支援事業 障害児相談支援事業	事業所の所在地の区市町村	—